

京都市告示第393号

京都市京町家の保全及び継承に関する条例第16条第1項の規定により、京町家保全重点取組地区を指定しましたので、同条第3項の規定により次のとおり告示します。

なお、関係図書を閲覧に供します。

令和2年10月30日

京都市長 門川 大作

1 名称及び面積

名 称	面 積
千両ヶ辻京町家保全継承地区	約36.4ヘクタール

2 千両ヶ辻京町家保全継承地区を定める土地の区域

京都市上京区花開院町、新美濃部町、伊佐町、樋之口町、曼陀羅町、硯屋町、紋屋町、古美濃部町、聖天町、幸在町、阿弥陀寺町、土田町、東石屋町、西石屋町、慈眼庵町、西北小路町、元中之町、西北小路町、菱屋町、五辻町、横大宮町、元妙蓮寺町、桜井町、芝大宮町、観世町、薬師町、北之御門町、元北小路町、榭屋町の各全部及び前之町、杉若町、中猪熊町、大黒町、蛭子町、大北小路東町、東西町、妙蓮寺前町、芝薬師町、藤木町、大猪熊町、有馬町、豎亀屋町、一色町、北小路中之町、笹屋町一丁目、笹屋町二丁目、今出川町、橘町、西船橋町、北猪熊町、元伊佐町、寺今町、石薬師町、栄町、毘沙門町の各一部

3 関係図書の閲覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局まち再生・創造推進室

(都市計画局まち再生・創造推進室)